

# けいかん

じんけんぶん か む  
～人権文化のまちづくりに向けて～

けいせんまちじんけん  
桂川町人権センター



## もくじ

- じんけん どうわ もんだいけいはつさっしきょうちようげっかん とりく しょうかい  
人権・同和問題啓発強調月間の取組みの紹介 ..... 2
- けいはつどうが さくせい  
啓発動画作成 ..... 5
- だい かいじんけん どうわ もんだい ちいきこんだんかい  
第49回人権・同和問題地域懇談会まとめ ..... 7
- じんけんしゅうかん じんけんけいはつ てん  
人権週間(人権啓発パネル展) ..... 11
- じんけん かん さんぽう  
人権に関する三法 ..... 12
- けいせんまち ぶらくさべつ かいしょう すいしん かん しょうれい  
桂川町部落差別の解消の推進に関する条例 ..... 14

けいせんまちじんけん どうわ もんだいきょうぎ かい  
桂川町人権・同和問題協議会

# はじめに

すべての人は生まれながらにして自由・平等であり、人間として大切にされる人権という権利をもっています。人権が尊重される社会をつくっていくためには、人権問題について正しく知り、身近な問題として考え、行動していくことが大切です。

この啓発冊子「けいかん」では、7月の福岡県同和問題啓発強調月間にあわせて本町で開催した各種事業や、今年度で第49回となりました人権・同和問題地域懇談会などについて紹介いたします。

## 参加者の感想

### 表紙の写真



### 桂川町人権センター

昭和50年に建てられ、平成18年に現在の建物になりました。平成23年に隣保館から人権センターに名称を変更し、桂川町を差別のない住みやすい町にするため多くの方が勉強や仲間づくりをする施設です。

古代くん・未来ちゃんの  
声だよ！

講演の内容など

人権センターはどこだろうね。

総合福祉センター  
ひまわりの里の  
隣にあるんだよ！



「古代くん」

「未来ちゃん」

おうづかそうしやくこふんかん  
王塚装飾古墳館マスコットキャラクター

じんけん どう わ もんたいけいはつきょうちようげっかん とりく しょうかい  
**○人権・同和問題啓発強調月間の取組みの紹介**

じんけん どう わ もんたいけいとうけいはつ  
**(1) 人権・同和問題街頭啓発**



がついたち げつ けいせんまちやくば ふ きん  
 7月1日（月）、桂川町役場付近をはじめ  
 ちやうない しょ じんけん どう わ もんたいけいとうけい  
 町内5か所において、人権・同和問題街頭啓  
 はつ おこな  
 発を行いました。

かつどう けいせんまちじんけん どう わ もんたいきょうぎかい  
 この活動は、桂川町人権・同和問題協議会  
 いいん ふくおかけんどうわもんたいけいはつきょうちようげっかん  
 委員によって、福岡県同和問題啓発強調月間  
 おこな みちゆ ひと しゃ  
 にあわせて行っているもので、道行く人や車  
 ちゆう ひと こえ し みんこうざ じんけんこうえんかい  
 中の人に声をかけ、市民講座「人権講演会」  
 あんない けいはつよう はいふ  
 の案内チラシや啓発用うちわを配布しまし  
 た。

じんけんけいはつ てん  
**(2) 人権啓発パネル展**



がついたち げつ にち もく  
 7月1日（月）～18日（木）まで、  
 やくば かい およ ちやうりつ としよかん  
 役場1階ロビー及び町立図書館にお  
 や かんちゆうがく  
 いて「夜間中学～あかりがともるよ  
 るのまなびや～」と題して、福岡県  
 じんけんけいはつじょうほう きやうりよく  
 人権啓発情報センターの協力のもと  
 てん かいさい  
 パネル展を開催しました。

こんかい や かんちゆうがく れきし ふ かえ  
 今回は、夜間中学の歴史を振り返  
 きやうりよく けん り ほしやう やくわり  
 り教育の権利を保障してきた役割を  
 かくにん けんない  
 あらためて確認するとともに、県内

じしゅ や かんちゆうがく けんじやう しょうかい しょうらい か たい かんが てん  
 の自主夜間中学の現状を紹介しながら、将来の課題について考えたパネル展でした。



よ か よろこ  
 読み書きができる喜び  
 つた  
 が伝わってきたね。



いま  
 今もいろんなところで  
 べんきやう ひと  
 勉強している人が  
 いるんだね。



しみんこうざ じんけんこうえんかい  
**(3) 市民講座「人権講演会」**

7月7日(日)住民センターにおいて、市民講座「人権講演会」を開催しました。今回は、鹿児島県在住の宮丸太鼓店店主の宮内礼治さんを講師に迎え、「誇りをもって生きる」～太鼓づくりにかける思い～という演題で講演をしていただきました。

子どもの頃のこと、父親のこと、生まれ育った地域のことなど、当時のことを振り返りながら話されました。

誇りをもって太鼓づくりをしている宮内さんの太鼓づくりの実演と差別に対する想いに会場の参加者は聞き入っていました。

たいこ つか  
 太鼓に使う  
 うし かわ  
 牛の皮  
 おお  
 大きかったね!!



たいこ じつえん はな みやうち れいじ  
 太鼓の実演をしながら話す宮内 礼治さん

みやうち こうえん いち ぶ  
 ～ 宮内さんの講演の一部から ～

たいこ にほん おまつ  
 太鼓は日本のお祭り  
 には かかせない  
 ものだよね!!



たいこてん まえ  
**太鼓店の前を**  
 しょうがくせい にんぐみ とお  
**小学生3人組が通る**

しょうがくせい なに  
 小学生- 「おじちゃん何してるの?」

みやうち たいこ  
 宮内さん- 「太鼓つくってるよ」

しょうがくせい  
 小学生- 「どうやってつくってるの?」

みやうち うし かわ  
 宮内さん- 「牛の皮でつくるよ」

しょうがくせい うし ころ  
 小学生- 「牛を殺すの?」

みやうち ちが た  
 宮内さん- 「違うよ。みんなが食べて  
 のこ かわ つか  
 残った皮を使うよ」

しょうがくせい  
 小学生- 「ひどい! かわいそう!」

みやうち ちが  
 宮内さん- 「いや、違うよ。  
 のこ かわ  
 残った皮を…」

みやうち つた こと  
**宮内さんの伝えたい事**

みやうち こ ころ ともだち おや しごと ひ  
 宮内さんは子どもの頃、友達の親の仕事と比  
 かく たいこや じまん こうこうせい とし  
 較して、太鼓屋の自慢をしていた。高校生の時、  
 ゆうじん から まえ さべつ しょくぎょうさべつ い  
 友人から「お前、それ差別だよ職業差別って言う  
 んだぞ」「相手の親の仕事のことをほんとうに  
 あいて おや しごと  
 知ってて、そんな自慢してたの?」と言われて、友達  
 し じまん い ともだち  
 の親の仕事を表面的にしか理解していなかった  
 おや しごと ひょうめんてき りかい  
 ことに気づいた。それは、しょうがくせい うし かわ  
 小学生たちが牛の皮を  
 み ころ つく おも きも  
 見て「殺して作っている、かわいそう」と思う気持  
 ちと近いものだと思った。  
 ひ かくさんぎょう じゅうじ ひと おも  
 皮革産業に従事している人たちが、どういう想  
 いで仕事をしているかをちゃんと伝えていく必要  
 がある。



## 参加者からの感想を紹介します

誇りをもって生きることの意味を知りました。それぞれ人によって誇りは違うが、しっかり誇りをもっていきたいと思った。

分かりやすい言葉での講演、派手さはないが、じわーと染みわたる講演でした。

命を生かしている命をいただくことの仕事のすばらしさを感じることができました。人を苦しめる為ではなく、いじめや差別のない社会を創るよう私も何か出来ることはないか考えさせられました。

“人権”を考えることを身近に感じました。なぜ差別が生まれるのか考えることは必要と思います。差別はダメというのは簡単ですが、なぜ？を考える力を作れる環境、家族の関わりを大切にしたいと思いました。

命をいただく。生かしていくための命の尊さ、人権の大切さ、生きるための力を差別やいじめに使うな!! 心に残りました。

## この他にも参加者の声はたくさんありました!

今回の講演会は初めての体験で心に残ったね。  
「命をいただく」「命の大切さ」「人権の大切さ」  
改めて考えさせられたね。



小・中学生にも聞かせたい  
なあと思ったね!!



けいはつどう が さくせい  
**●啓発動画作成**

さくねんと と く がつ ふくおかけんどう わ もんだいけいはつきょうちょうげっかん けいはつ  
 昨年度からの取り組みとして、7月の「福岡県同和問題啓発強調月間」にあわせて、啓発  
 どうが さくせい けいせんまち ほうえい たいへんこうひょう  
 動画を作成しました。桂川町のホームページとケーブルテレビで放映し、大変好評でした。



けいせんようち えん ぐみ  
 桂川幼稚園 (ひまわり組)



みんなで  
 ききに来て  
 ください

がつなのか しみんこうざ  
 7月7日は市民講座  
 ですよ。鹿児島から  
 たいこ つく  
 太鼓を作る  
 おじちゃん来るよ  
 たいこ つく て  
 太鼓を作る手  
 て  
 どんな手かな

ぜんらいじ ほいくえん ぐみ  
 善来寺保育園 (すみれ組)



よしくま ほいくしょ ぐみ  
 吉隈保育所 (らいおん組)



はし ほいくしょ ぐみ  
 土師保育所 (ひまわり組)



みんな  
 なかよく  
 しようね

ひと いや  
 人の嫌がるこ  
 とをしません  
 いいません  
 じぶん  
 自分だったら  
 きも  
 どんな気持ち  
 になるのかな



# どんな手



まえ しょうかい ほいくしょ ようちえん べつ けいせんまち かつどう かた はたら  
 前のページで紹介しました保育所・幼稚園とは別に桂川町で活動されている方や働いて  
 いる方に撮影協力していただきました。

- ①畑でおいしい野菜を作った手 ②みんなが通る道を作った手 ③安全にお客さん  
 を運んでる手 ④手話で思いを伝える手 ⑤家を建ててる手 ⑥安全に走れるよう  
 に修理した手 ⑦「抱っこして」とねだる手 ⑧通学路で子どもの安全を守る手  
 ⑨外国から来て技術を学んでいる手 ⑩美味しい給食を作っている手

いろいろな手は その人が生きて来た証 誇りに思う手 大事な手  
 その手をつなげばみんな笑顔になれる きっと心もつながる

## 第49回人権・同和問題地域懇談会まとめ

昨年度と同様に今回も、参加者が意見を出しやすい雰囲気でき懇談できるような多くの地域でくるま座（輪）や2つ・3つのグループに分かれて懇談しました。自己紹介時にエピソードを添えるなど和やかな中で懇談することが出来ました。地域における人権問題でしたが、参加者の体験談やそれぞれの思いが出されました。

今回のビデオは、地域における人権問題で5つのテーマがありました。

5つのテーマすべてについて懇談を行った地域が多かったようです。

### ● 障がい者

障がい者施設建設反対の署名を迫る隣人と、それに賛同したくない妻。

あなたならどうしますか？

スマホの時代、白杖の人に気づかない、危ないと思った。ながらスマホ注意したい、子どもたちにも。

障がい者、ホームレス、外国人、性同一性障害、同和問題、誰とでも壁をつくらず相対することが、まず一歩だと思った。

「お互いが相手のことを思いやることが大事であり、受け入れ合うことが出来れば差別は無くなる」といった意見などが多かったね。

### ● ホームレス

ホームレスに退去してほしい隣人と戸惑う夫。

あなたならどうしますか？

ホームレスを追い出すのではなく、地域一体として支援していくことが大切だと改めて感じました。

みかけだけでホームレスを差別してはいけない。関わっている人によって人生が変わってくると思った。



## ● 外国人

「外国人はルールを守らない」と言う隣人と、孤立している外国人が気になる妻。

あなたならどうしますか？

その人の本質や人柄を知らないで「外国人だから」といった理由で距離を取ったり排除したりすることが無いようにするためにも、ひとりひとりが歩み寄ることが大切なのかなと思いました。

外国人のゴミ捨ての問題に関しても注意書を作るなど、差別を受けるとされている方が少しでも生活しやすい環境をつくっていくことが、あらゆる差別を解決する第一歩である今回のビデオを観て感じました。

## ● 性同一性障害

性同一性障害の家庭教師に戸惑う妻と「問題ない」と言う夫。

あなたならどうしますか？

性同一性障害を「障がい」として捉えない世の中になれるようにしたい。

ほんとに  
そうだよね！



## ● 同和問題

妹の結婚相手が同和地区出身者、父を説得してほしいと頼まれる。

あなたならどうしますか？

同和問題について改めて考えることが出来ました。被害者、加害者はともかく傍観者で終わらず第一声、第一歩を自分から進めていければと改めて感じました。

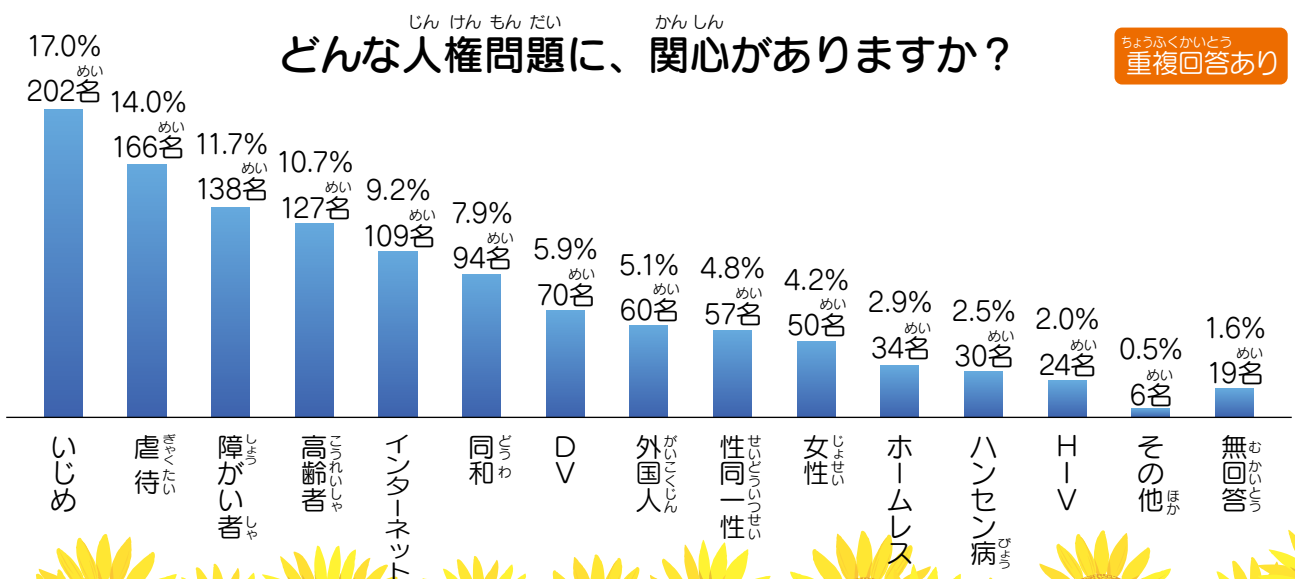
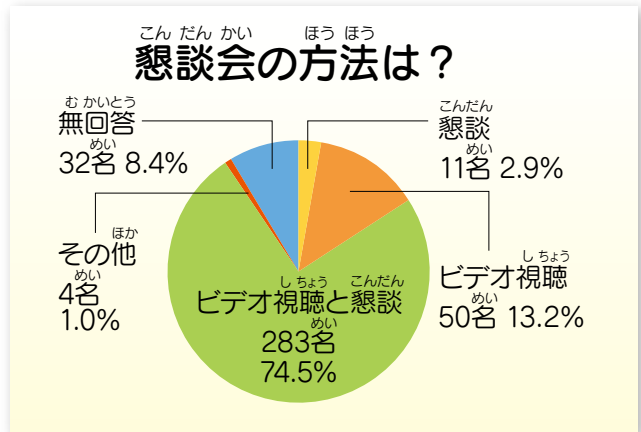
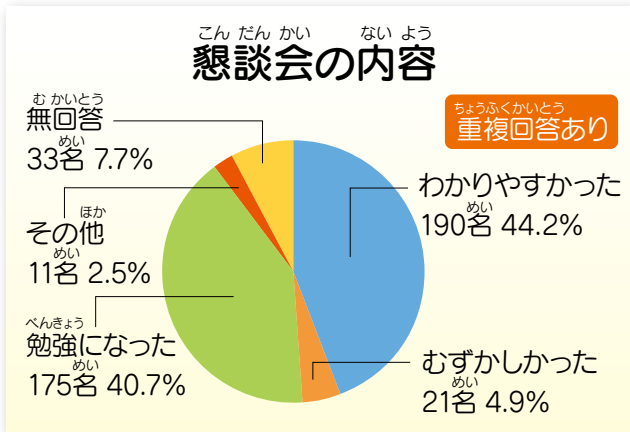
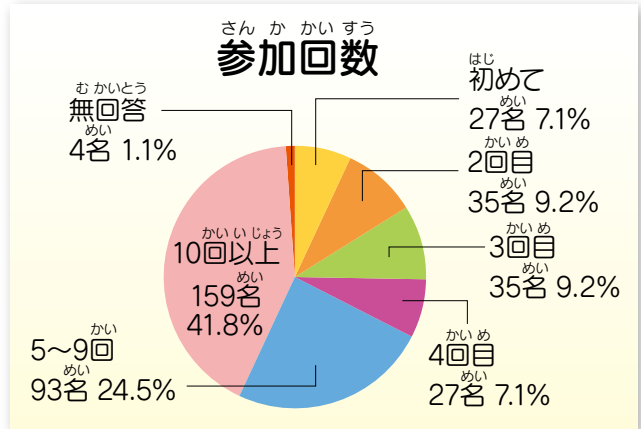
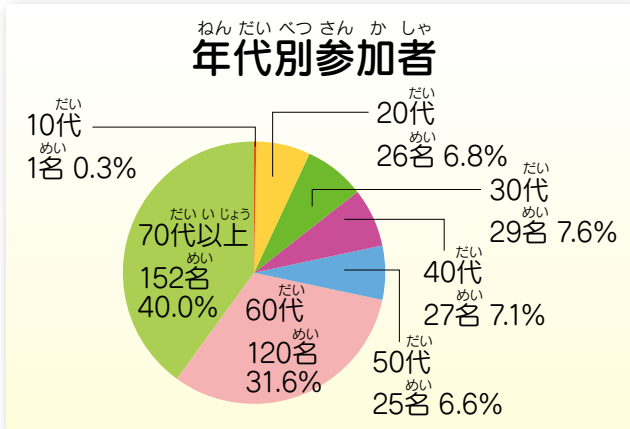
差別を解消して早く同和問題という言葉が無くなり人権後援会になるように。



令和元年度 第49回 人権・同和問題地域懇談会

# アンケート集計結果

開催期間 令和元年10月1日(火)～31日(木) 11月10日(日)  
 開催場所 35行政区 35会場  
 参加人数 426名 アンケート提出者380名



# 成果と課題

## 成果

身近なテーマで意見交流が活発に！

参加者の身近にある地域で起こり得る内容だったため、懇談の中で意見が出しやすかったように感じられました。その結果、同和問題をはじめとする様々な人権問題への気づきにつながりました。地域社会の中でみんなが支え合い、人権文化の町づくりを目指して、私たち一人ひとりが人権について考え学び合う懇談会になっていると思いました。

テーマがいくつかあって、それぞれについて自分には思いもよらないような意見や情報を聞くことができ、また自分の考えが柔軟になったような気がします。

この懇談会で、みんなが人権について学び合うことが大切だね。



## 課題

参加しやすい懇談会づくりを！

昨年度は参加者が増加したものの、今年度は減少し、依然として参加者が少ない状況が続いています。参加者層としては50代以上が78.2%であり、若い方の参加が少ない状況でした。「人権文化の町づくり」のために、子育て世代の方など、幅広い世代で地域の皆さまが参加してみようと思えるような地域懇談会にするため、十分に検討したいと考えます。

出席する人は、同じ人ではありますが、だからこそ回を重ねることにより意見も出て和やかになってきたような気がする。広がれば良いと思う。

みんなが意見を出し合えば、差別のない地域づくりにつながるね。



じんけんしゅうかん がつよっか とおか  
 ●人権週間 (12月4日~10日)

じんけんけいはつ てん がつ にち がつはつか やくば ちょうしゃ ちょうりつ としよかん  
 人権啓発パネル展 (11月29日~12月20日) 役場庁舎・町立図書館にて  
 さまざま じんけん か だい かいけつ む じんりよく ひとびと  
 『様々な人権課題の解決に向けて尽力した人々』



ふくおかけん じんけんもんだい じんりよく  
 ●福岡県に人権問題に尽力さ  
 れた方が、多くいたことが  
 わかり、有意義でした。

にほん がいこく じん  
 ●日本だけでなく、外国でも人  
 権に尽力された日本人がい  
 たのは知りませんでした。  
 すごいな!と思いました。

わか じんけん か だい  
 若い人で人権課題の  
 かいけつ じんりよく ひと  
 解決に尽力した人が  
 おお  
 多かったなあ!



じよせい じんけん か だい  
 女性で人権課題  
 かいけつ じんりよく ひと  
 解決に尽力した人  
 が6人もいたね!



さまざま じんけん か だい かいけつ む じんりよく ひとびと  
 『様々な人権課題の解決に向けて尽力した人々』

まつもと じ いちろう さいこうまんきち やまだ この じろう さかもとせい いちろう た なかしょうげつ うえすぎ さいちろう  
 松本治一郎/西光万吉/山田孝野次郎/坂本清一郎/田中松月/上杉佐一郎

いちかわふさえ よさの あきこ えぐち すみい ひらつか  
 市川房枝/与謝野晶子/江口いと/住井すゑ/平塚らいてう/マザーテレサ

ぼくし だいてうりょう せい  
 キング牧師/リンカーン大統領/ネルソンマンデラ/ヨハネパウロ2世/ガンジー

すぎはら ちうね た なかしょうぞう きただい いろ  
 杉原千畝/ワレンバーグ/田中正造/北代色/ビームラーオ・アンベードカル



# ●人権に関する三法

平成 28 年に、人権に関する 3 つの法律が施行されました

## 障害者差別解消法

※ 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律 (平成 28 年 4 月 1 日施行)

役所や会社やお店などが、障がいのある人に、障がいを理由に差別することを禁止しています。

また、障がいのある人から、バリア (障壁) を取り除いてほしいと伝えられたとき負担が重過ぎない範囲で対応することが求められています。

互いのその人らしさを認め合いながら共に生きる社会を目指しましょう。



くるま ひと じりき ひこうき  
車イスの人が自力で飛行機  
の  
に乗ったよね。  
しょう しゃ ころり てきはいりよ  
障がい者への合理的配慮が  
ひつよう  
必要なんだよね!!

### ●合理的配慮(例)

筆談や読み上げなど、ちょっとした配慮で助かる人がいます。



## ヘイトスピーチ解消法

※ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律

(平成 28 年 6 月 3 日施行)

ヘイトスピーチとは、特定の民族や国籍の人々を排斥する差別的言動のことで、人としての尊厳を傷つけたり、差別意識を生じさせることになりかねず、許されるものではありません。

ヘイトスピーチをなくし、違いを認め合い、互いの人権を尊重し合う社会を共に築きましょう。

とくてい くに ひと  
特定の国の人たちを  
はいじよ かつどう  
排除するための活動  
かいじょう か  
に会場を貸すことは  
でき  
出来ないよ!



# 部落差別解消推進法

## ※ 部落差別の解消の推進に関する法律

(平成28年12月16日施行)

いまだに残る部落差別を解消し、部落差別のない社会を実現することがこの法律の目的です。

また、インターネットの普及とともに、部落差別を助長するかのようないたい悪意に満ちた情報が書き込まれるなどもあり、部落差別を解消し一人ひとりが大切にされる社会の実現が望まれます。

そのため国は、部落差別解消のために次の3点を取組むことを明記しています。

- ① 相談体制の充実
- ② 教育・啓発
- ③ 実態調査

(目的)

第一条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

国が「部落差別は存在する」と認め  
たから法律ができたんだね!!

※は人権に関する三法の正式名称です。



# 桂川町部落差別の解消の推進に関する条例

れいわ がんねん がつ にち しこう  
(令和元年 12月 19日施行)

## もくてき (目的)

第1条 この条例は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴い部落差別の現状が変化していることを踏まえ、日本国憲法及び部落差別の解消の推進に関する法律(平成28年法律第109号)の理念に則り、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、必要な事項を定めることにより、部落差別の解消を推進し、部落差別のない桂川町を実現することを目的とする。

## まち せきむ (町の責務)

第2条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、国及び県との連携を図りつつ、部落差別の解消に必要な施策を推進するものとする。

## ちょうみん せきむ (町民の責務)

第3条 町民は、相互に基本的人権を尊重するとともに、部落差別を解消するための町の施策に協力し、部落差別の解消に努めるものとする。

## そうだんたいせい じゅうじつ (相談体制の充実)

第4条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別に関する相談に的確に応じるための体制の充実に努めるものとする。

## きょういくおよ けいはつ じゅうじつ (教育及び啓発の充実)

第5条 町は、国及び県との適切な役割分担を踏まえ、部落差別を解消するため、教育及び啓発の充実に努めるものとする。

## すいしんたいせい じゅうじつ (推進体制の充実)

第6条 町は、部落差別の解消に関する施策を効果的に推進するため、国、県及び各種関係団体と連携を図り、推進体制の充実に努めるものとする。

## ちょうさ じっし (調査の実施)

第7条 町は、部落差別の解消に関する施策を推進するため、国及び県が行う部落差別の実態に係る調査に協力するとともに、必要に応じて、部落差別の解消に関する調査を行うものとする。

## い にん (委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附則 この条例は、公布の日から施行する。

## じんけん で まえこうざ 人権出前講座

けいせんまち じんけんもんだい こうし はけん きぼう そ  
桂川町では、人権問題について講師を派遣し、ご希望のテーマに沿って  
ふか じんけん どうわ もんだい まな じんけん で まえこうざ  
より深く人権・同和問題について学んでいただきたく「人権出前講座」を  
じっし りよう  
実施しています。ぜひ、ご利用ください。

たい しょう  
・対象 おおむね 10 人以上の町民の皆さまが実施する集会や団体  
れい ろうじんかい ふ じんかい かいしゃ きょうせいく  
例：老人会、婦人会、会社、行政区など

・テーマ 「同和問題」「女性問題」「障がい者問題」「高齢者問題」  
ひとひと がいこくじんもんだい ひょうかいふくしゃもんだい  
「アイヌの人々」「外国人問題」「ハンセン病回復者問題」など

ひ よう  
・費用 無料です。(会場使用料が必要な場合は申込者負担)

じんけん いっぼう  
まずは、人権センターにご一報を！

## そう だん じ ぎょう 相談事業(秘密厳守)

じんけん じんけん どうわ もんだい そうだん なん  
人権センターでは、人権・同和問題はもちろん、よろず相談(何でも)を  
う かか こ はな そうだんいんしやうちゅう  
受けています。ひとりで抱え込まず話してみませんか。(相談員常駐)

じんけん かいけつ せんもんき かん つな  
人権センターで解決できないことは、専門機関に繋がります。

## へん しゅう こう き ～編集後記～

こんねんど さまざま じぎょう たい ちょうみん みな り かい きょうりやく かんしゃ  
今年度も、様々な事業に対する町民の皆さまのご理解・ご協力に感謝いたし  
ます。ありがとうございました。

し みるこうざ さまざま じぎょう けいはつさっし まいつきれんさい  
市民講座をはじめ様々な事業をこの啓発冊子「けいかん」や、毎月連載して  
いる「広報けいせん」の中の人権だよりを通して、町民の皆さまに発信してい  
ます。

さくねん がつ けいせんまち ぶらくさべつ かいしやう すいしん かん じょうれい し こう  
昨年12月に「桂川町部落差別の解消の推進に関する条例」が施行されました。  
じんけんぶんか む ぶらくさべつ さまざま じんけんもんだい  
人権文化のまちづくりに向けて、部落差別をはじめとする様々な人権問題に  
けいはつかつどう すいしん  
ついて啓発活動を推進していきます。

こんご みな り かい きょうりやく ねが  
今後とも皆さまのご理解・ご協力をお願いします。

と あ さき じんけん  
問い合わせ先/人権センター ☎0948-65-1187 fax0948-65-5004

メールアドレス rinpokan@town.keisen.fukuoka.jp

ホームページ http://www.town.keisen.fukuoka.jp/